

湯沢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年湯沢市条例第8号）第10条の規定に基づき、早期退職者募集に係る募集実施要項等を次のとおり公表します。

令和6年度分

- 1 募集実施要項（別添のとおり）
- 2 認定を受けた職員の数 4人

令和 6 年度早期退職者募集実施要項

令和 6 年10月 1 日

湯 沢 市 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集（湯沢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年湯沢市条例第 8 号）第 2 条第 1 号）を行います。

1 募集の対象

令和 7 年 3 月31日現在において勤続期間が20年以上で、年齢が45歳以上の職員。
（注 1 参照）

2 募集人数

若干名

3 優遇措置

定年前早期退職者の特例措置（定年前 1 年につき 3 %加算（上限45%））を適用する。

4 募集の期間

令和 6 年10月 1 日（火曜日）午前 8 時30分から令和 6 年11月 1 日（金曜日）午後 5 時15分まで

5 退職すべき期日

令和 7 年 3 月31日

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記 7 の担当に提出する。
- (2) 応募による退職が予定されている職員である旨の認定又はそれに該当しない旨の不認定の決定を行い、当該決定について職員に対し令和 6 年11月22日（金曜日）ま

でに、認定通知書（様式第3号）又は不認定通知書（様式第4号）により通知する。

※ 不認定になる場合は（注2参照）のとおり。

- (3) 応募申請書を提出した職員が、応募申請を取り下げたい場合には、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第2号）を早期退職希望者の募集に係る応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する担当（問合せ先）

総務部総務課人事給与班 佐藤 内線533 班直通55-8245

（注1） 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 会計年度任用職員等
- (2) 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和7年3月31日までに60歳に達する職員
- (4) 令和6年10月1日（募集開始日）において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年10月1日から令和6年11月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- (1) 応募がこの募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募者が応募した後、懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が、上記(2)の懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する市民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

＜ 参 考 ＞

【優遇措置の計算例】

今年度55歳、給料月額38万円、勤続年数30年で年度末に退職する場合の退職金は、次のとおりです。

◇自己都合の場合

$$380,000\text{円（退職日給料月額）} \times 34.7355\text{（支給率）} = \underline{\underline{13,199,490\text{円}}}$$

◇定年前早期退職者の特例措置を受ける場合

$$380,000\text{円} \times \left(1 + (0.03 \times 5\text{年})\right) \times 40.80375 = \underline{\underline{17,831,238\text{円}}}$$

【退職事由別支給割合】

勤続 年数	自己都合	早期募集退職
20	19.6695	24.586875
21	21.3435	26.260875
22	23.0175	27.934875
23	24.6915	29.608875
24	26.3655	31.282875
25	28.0395	33.27075
26	29.3787	34.77735
27	30.7179	36.28395
28	32.0571	37.79055
29	33.3963	39.29715
30	34.7355	40.80375
31	35.7399	42.31035
32	36.7443	43.81695
33	37.7487	45.32355
34	38.7531	46.83015
35	39.7575	47.709
36	40.7619	47.709
37	41.7663	47.709
38	42.7707	47.709
39	43.7751	47.709
40	44.7795	47.709
41	45.7839	47.709
42	46.7883	47.709

※上記のほか、退職前5年間に属していた職務の級に応じた調整額が支給される場合があります。詳細は、総務課人事給与班にお問い合わせください。